



一三五五號既教、通ケルカ其ノ後二十四日午後三
 時頃職工加藤市平横山雅夫佐藤高一、三
 名ハ休業スルト林レ工場ニ退場シテ並ニ神戶護
 謨江祖合西部支部ニ奉本繁雄ヲ訪ヒ應
 接方依頼シタルカ目下斯業繁忙期ナルト殊
 ニ單ニ三名ノミニハ到任問題ヲ惹起セムルコト
 能ハサルヲ以テ比ノ際隠忍シテ時期ヲ待ツコト
 シ勸メテシ彼等モ已ムナリ共ノ言ヲ容レテ翌二
 十五日工場ニ出勤シタリ
 然ルニ工場主ハ既ニ前日中途退場シタルヲ以テ最
 早退職ニシカモハリ認メ就業ヲ拒否シタルニ彼等ハ
 直ニ退職者者ノ要求ニ双方種々折衝ノ結果
 左記ノ通ケル支給スルコトナリ解決ヲ告ゲタリ、

右友申(通)教候也

- 一、四十月、(三年十月勸奨)
- 一、三五月、(三年九月勸奨)
- 一、三九月、(一年八月勸奨)

加藤市平
 横山雅夫
 佐藤高一
 以上